

化学物質環境対策に係る国際動向

1. 国際機関等の動向

POPs条約

- ・環境中での残留性が高いPCB、DDT、ダイオキシン等のPOPs(Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質)について、国際的に協調した廃絶、削減等を定めた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が2001年5月に採択され、我が国も2002年8月30日に締結。2004年5月17日に発効。
- ・関係省庁連絡会議(議長は環境保健部長)において国内実施計画を作成し、2005年6月24日に地球環境保全に関する関係閣僚会議にて了承。
- ・我が国の主導により東アジアPOPsモニタリング事業を実施。
- ・2006年11月、各国からの専門家より成るPOPs検討委員会において、10物質の追加について検討開始。

PIC条約

- ・「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」(PIC(Prior Informed Consent)条約)が1998年9月に採択され、我が国も2004年6月15日に締結。同年9月13日に我が国への効力発生。

SAICM

- ・SAICM(Strategic Approach to International Chemicals Management、国際化学物質管理戦略)を2006年2月の国際化学物質管理会議にて採択。
- ・関係省庁連絡会議(議長は環境安全課長)を設置。

GHS

- ・GHS(Globally Harmonized System、化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に関する国連決議(2003年7月に発出)の2008年までの完全実施予定。GHSに基づくMSDS(Material Safety Data Sheet、化学物質等安全データシート)が表示作成の参考となるよう、環境省、経済産業省、厚生労働省が中心となり、約1,500物質を対象とした危険有害性分類事業を実施中。

OECD

- ・化学物質の有害性試験法を国際標準化、試験データの相互受け入れ
- ・高生産量化学物質のスクリーニング評価を国際分担により実施

有害金属問題

- ・国連環境計画(UNEP)において、2003年、世界水銀アセスメント報告書を作成。2005年、鉛及びカドミウムのアセスメントも開始。

国際化学物質管理戦略

(Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM)

- 2002年9月ヨハネスブルグサミットにおいて、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響を最小化するとの目標に合意。
- 2006年2月、国際化学物質管理会議(ICCM)がドバイで開催され、SAICMを採択。

国際的な化学物質の管理に関するドバイ宣言

国際化学物質管理会議(ICCM)に出席した各国の大臣・高官による30項目の宣言

- 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ヨハネスブルグ実施計画の2020年目標を確認
- 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICMを統合
- 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

包括的方針戦略

対象範囲

工業化学品と農業化学品をカバー。医薬品・食品は原則として除外。

必要性

国際的な枠組みの欠如、国際格差の増大など

リスク削減: 2020年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。

- その際に優先的に検討されうる物質群は、残留性蓄積性有害物質(PBT)、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。
- 予防的取組方法を適切に適用

知識と情報: 化学物質のライフサイクルを通じた管理のための情報を関係者に入手可能とする。

ガバナンス: 化学物質管理のための国際的・国内的なメカニズムの確立

能力向上及び技術協力
不法な国際移動の防止

財政的考慮

先進国の任意拠出による「SAICM クイックスタートプログラム」
既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用。

原則とアプローチ

リオ宣言等の原則とアプローチを再確認

実施と進捗評価

今後のICCM予定、地域会合、事務局等

世界行動計画

- SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。
- 実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

2. 欧米の動向

欧州： REACHが、欧州議会で承認、欧州委員会で合意

- ✓ REACH(Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals)は、欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可制度の通称。これまでの化学物質規制にはなかった仕組みの導入を目指している。
- ✓ 2003年10月に欧州委員会が原案を提示した後、3年余に渡る審議を経て、平成18年12月13日の欧州議会で承認、同18日の欧州理事会で合意された。平成19年6月から段階的に施行に移され、実質的な規制は平成20年からとなる予定。

< REACHの特徴 >

- ✓ 既存化学物質及び新規化学物質の“登録”を義務化
 - 既存化学物質を新規化学物質と同様に取り扱い
- ✓ これまでは行政庁が実施していたリスク評価を事業者に義務付け
 - 一定の化学物質について、製造輸入者に対し、化学物質安全性評価報告書の作成と提供を義務付け
- ✓ 同報告書の試験案を行政庁が“評価”し、必要に応じ追加試験を要求
- ✓ CMR物質等の特に懸念の高い物質に“認可”制(原則禁止、代替促進)を導入
(注：Cは発ガン性、Mは変異原性、Rは生殖毒性を示す。)
- ✓ それ以外の化学物質についてはリスク評価を実施し、リスク軽減対策が必要な場合には、上市と使用を“制限”
- ✓ サプライチェーンにおいて、製品に含まれる化学物質の安全性情報の伝達を強化
(注：使用者から供給者へ対し、用途・ばく露情報を提供。)

(参考)

化学物質や化学物質が使用されている製品・部品を我が国から欧州域内に輸出する場合にも、REACHの規制が適用されるため、我が国でも、化学品メーカーのみならず、化学物質を使用した部品メーカー、電気・電子機器メーカーや自動車メーカーなど幅広い企業が、REACHへの対応を既に進めている。

カナダ: スティーブン・ハーパー首相が新たな化学物質管理計画を公表

- ✓ 平成18年12月8日、カナダのステイブン・ハーパー首相は、ローナ・アンブローズ環境相とトニー・クレメント保健相と共同で、新たな化学物質管理計画を公表した。同首相は、「カナダは約23,000の既存化学物質のカテゴリライゼーション^(注)を世界で最初に完遂した国になった。
- ✓ 今後、この優先度に沿って行動を起こす。」と発言。カナダ政府は、今後4年間にわたり3億ドルを投じて化学物質管理計画を推進する予定。

(参考)カナダのカテゴリライゼーション

- ✓ カテゴリライゼーションは、化学物質のリスク評価・管理を行う際の第1段階を指す。この段階では、毒性(人健康、環境)、分解性、蓄積性、暴露の観点から包括的なスクリーニング評価が行われる。
- ✓ カナダでは、環境保護法(CEPA)に基づいて、同法が発効するまで国内で商業的に使用されていた約23,000物質の既存化学物質について、カテゴリーライゼーションを実施しており、2006年9月に、人の健康又は環境へのリスクの観点から、約4,000の物質について詳細な安全性評価の対象とする必要があることを公表している。

(注: カナダ政府のHP情報の要約。詳細は、<http://www.pm.gc.ca/eng/media.asp?id=1450>、http://www.chemicalsubstanceschimiques.gc.ca/categor/what-quoi/index_e.html等を参照。)

米国: 米国環境保護庁は、米国高生産量チャレンジプログラムのスポンサーなし化学物質の製造・輸入事業者に対し、安全性情報の報告を義務付け。

- ✓ 平成18年8月16日、米国環境保護庁は、有害物質規制法(TSCA)に基づいて、米国高生産量チャレンジプログラムにおいてスポンサー企業がつかなかった243の化学物質を製造・輸入している事業者に対し、有害性情報の同庁への報告を義務付ける規則を公示した。
- ✓ 米国化学工業協会(ACC)は、公平な競争条件の確保に役立つとの観点から、同庁の決定を支持している。

(注: 米国環境保護庁のウェブサイト(<http://www.epa.gov/opptintr/chemrtk/>)及び米国化学工業協会のウェブサイト(http://www.americanchemistry.com/s_acc/sec_news_article.asp?CID=206&DID=3386)の要約。)